

提案条例説明資料

(追 加 提 出 分)

令和7年12月
浜田市議会定例会議

提案条例説明資料

担当部名称 総務部

1	議案番号	議案第95号																																													
2	題名	浜田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例																																													
3	目的・理由	令和7年人事院勧告及び令和7年島根県人事委員会勧告を考慮し、特定任期付職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合、一般職の職員の給料表、初任給調整手当、宿日直手当並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合並びに会計年度任用職員の給料表について、所要の改正を行うものです。																																													
4	概要	<p>1 浜田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正【第1条】</p> <p>(1) 特定任期付職員の給料月額の改定（第7条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>392,000円</td> <td>405,000円（13,000円増）</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>440,000円</td> <td>455,000円（15,000円増）</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>492,000円</td> <td>508,000円（16,000円増）</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>555,000円</td> <td>574,000円（19,000円増）</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 期末手当の支給割合の改定（第8条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">支給期</th> <th rowspan="2">改正前</th> <th colspan="2">改正後</th> </tr> <tr> <th>令和7年度</th> <th>令和8年度以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6ヶ月期</td> <td>100分の95</td> <td>100分の95</td> <td>100分の96.25 (100分の1.25増)</td> </tr> <tr> <td>12ヶ月期</td> <td>100分の95</td> <td>100分の97.5 (100分の2.5増)</td> <td>100分の96.25 (100分の1.25減)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 勤勉手当の支給割合の改定（第8条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">支給期</th> <th rowspan="2">改正前</th> <th colspan="2">改正後</th> </tr> <tr> <th>令和7年度</th> <th>令和8年度以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6ヶ月期</td> <td>100分の77.5</td> <td>100分の77.5</td> <td>100分の88.75 (100分の11.25増)</td> </tr> <tr> <td>12ヶ月期</td> <td>100分の77.5</td> <td>100分の100 (100分の22.5増)</td> <td>100分の88.75 (100分の11.25減)</td> </tr> </tbody> </table>			号給	改正前	改正後	1	392,000円	405,000円（13,000円増）	2	440,000円	455,000円（15,000円増）	3	492,000円	508,000円（16,000円増）	4	555,000円	574,000円（19,000円増）	支給期	改正前	改正後		令和7年度	令和8年度以降	6ヶ月期	100分の95	100分の95	100分の96.25 (100分の1.25増)	12ヶ月期	100分の95	100分の97.5 (100分の2.5増)	100分の96.25 (100分の1.25減)	支給期	改正前	改正後		令和7年度	令和8年度以降	6ヶ月期	100分の77.5	100分の77.5	100分の88.75 (100分の11.25増)	12ヶ月期	100分の77.5	100分の100 (100分の22.5増)	100分の88.75 (100分の11.25減)
号給	改正前	改正後																																													
1	392,000円	405,000円（13,000円増）																																													
2	440,000円	455,000円（15,000円増）																																													
3	492,000円	508,000円（16,000円増）																																													
4	555,000円	574,000円（19,000円増）																																													
支給期	改正前	改正後																																													
		令和7年度	令和8年度以降																																												
6ヶ月期	100分の95	100分の95	100分の96.25 (100分の1.25増)																																												
12ヶ月期	100分の95	100分の97.5 (100分の2.5増)	100分の96.25 (100分の1.25減)																																												
支給期	改正前	改正後																																													
		令和7年度	令和8年度以降																																												
6ヶ月期	100分の77.5	100分の77.5	100分の88.75 (100分の11.25増)																																												
12ヶ月期	100分の77.5	100分の100 (100分の22.5増)	100分の88.75 (100分の11.25減)																																												

2 浜田市職員の給与の支給に関する条例の一部改正【第2条】

(1) 級料表の改定（別表第1及び別表第2関係）

ア 改定の概要

国が令和7年4月1日から適用する俸給表（大卒程度に係る初任給を12,000円、高卒者に係る初任給を12,300円引き上げることを踏まえ、若年層に重点を置いた俸給表の引上げ改定）に準じ改定するもの

イ 改定の対象範囲

（ア） 行政職1級から7級までの全ての職務の号給

（イ） 医療職1級から4級までの全ての職務の号給

(2) 初任給調整手当の改定（第11条関係）

国が令和7年4月1日から適用する支給月額の限度額に準じ改定するもの

（改正前）416,600円

（改正後）417,600円（1,000円増）

(3) 宿日直手当の改定（第24条関係）

国が令和7年4月1日から適用する支給単価に準じ改定するもの

職員区分	改正前	改正後	
医師以外	4,400円	4,700円	（300円増）
医師	21,000円	22,500円	（1,500円増）

(4) 期末手当の支給割合の改定（第26条関係）

ア 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

支給期	改正前	改正後	
		令和7年度	令和8年度以降
6ヶ月期	100分の125	100分の125	100分の126.25 (100分の1.25増)
12ヶ月期	100分の125	100分の127.5 (100分の2.5増)	100分の126.25 (100分の1.25減)

イ 定年前再任用短時間勤務職員

支給期	改正前	改正後	
		令和7年度	令和8年度以降
6ヶ月期	100分の70	100分の70	100分の71.25 (100分の1.25増)

12ヶ月期	100分の70	100分の72.5 (100分の2.5増)	100分の71.25 (100分の1.25減)
-------	---------	--------------------------	----------------------------

(5) 勤勉手当の支給割合の改定（第29条関係）

ア 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

支給期	改正前	改正後	
		令和7年度	令和8年度以降
6ヶ月期	100分の105	100分の105	100分の106.25 (100分の1.25増)
12ヶ月期	100分の105	100分の107.5 (100分の2.5増)	100分の106.25 (100分の1.25減)

イ 定年前再任用短時間勤務職員

支給期	改正前	改正後	
		令和7年度	令和8年度以降
6ヶ月期	100分の50	100分の50	100分の51.25 (100分の1.25増)
12ヶ月期	100分の50	100分の52.5 (100分の2.5増)	100分の51.25 (100分の1.25減)

3 浜田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正【第3条】

給料表の改定（別表第1及び別表第2関係）

(1) 改定の概要

国が令和7年4月1日から適用する俸給表に準じ改定するもの

(2) 改定の対象範囲

ア 行政職1級及び2級の全ての職務の号給

イ 医療職1級及び2級の全ての職務の号給

5 施行期日等	1 施行期日 公布の日
	2 適用期日
	(1) 給料月額、給料表、初任給調整手当及び宿日直手当の改正規定 令和7年4月1日
	(2) 期末手当及び勤勉手当の改正規定 令和7年12月1日

提案条例説明資料

担当部名称 総務部

1	議案番号	議案第96号																	
2	題名	浜田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例																	
3	目的・理由	令和7年人事院勧告、令和7年島根県人事委員会勧告、一般職の給与改定等を考慮し、期末手当の支給割合について、所要の改正を行うものです。																	
4	概要	期末手当の支給割合の改定（第4条関係） <table border="1"><thead><tr><th rowspan="2">支給期</th><th rowspan="2">改正前</th><th colspan="2">改正後</th></tr><tr><th>令和7年度</th><th>令和8年度以降</th></tr></thead><tbody><tr><td>6ヶ月期</td><td>100分の172.5</td><td>100分の172.5</td><td>100分の175 (100分の2.5増)</td></tr><tr><td>12ヶ月期</td><td>100分の172.5</td><td>100分の177.5 (100分の5増)</td><td>100分の175 (100分の2.5減)</td></tr></tbody></table>				支給期	改正前	改正後		令和7年度	令和8年度以降	6ヶ月期	100分の172.5	100分の172.5	100分の175 (100分の2.5増)	12ヶ月期	100分の172.5	100分の177.5 (100分の5増)	100分の175 (100分の2.5減)
支給期	改正前	改正後																	
		令和7年度	令和8年度以降																
6ヶ月期	100分の172.5	100分の172.5	100分の175 (100分の2.5増)																
12ヶ月期	100分の172.5	100分の177.5 (100分の5増)	100分の175 (100分の2.5減)																
5	施行期日等	1 施行期日 公布の日 2 適用期日 令和7年12月1日																	

提案条例説明資料

担当部名称 総務部

1	議案番号	議案第97号																	
2	題名	浜田市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例																	
3	目的・理由	令和7年人事院勧告、令和7年島根県人事委員会勧告、一般職の給与改定等を考慮し、期末手当の支給割合について、所要の改正を行うものです。																	
4	概要	期末手当の支給割合の改定（第4条関係） <table border="1"><thead><tr><th rowspan="2">支給期</th><th rowspan="2">改正前</th><th colspan="2">改正後</th></tr><tr><th>令和7年度</th><th>令和8年度以降</th></tr></thead><tbody><tr><td>6ヶ月期</td><td>100分の172.5</td><td>100分の172.5</td><td>100分の175 (100分の2.5増)</td></tr><tr><td>12ヶ月期</td><td>100分の172.5</td><td>100分の177.5 (100分の5増)</td><td>100分の175 (100分の2.5減)</td></tr></tbody></table>				支給期	改正前	改正後		令和7年度	令和8年度以降	6ヶ月期	100分の172.5	100分の172.5	100分の175 (100分の2.5増)	12ヶ月期	100分の172.5	100分の177.5 (100分の5増)	100分の175 (100分の2.5減)
支給期	改正前	改正後																	
		令和7年度	令和8年度以降																
6ヶ月期	100分の172.5	100分の172.5	100分の175 (100分の2.5増)																
12ヶ月期	100分の172.5	100分の177.5 (100分の5増)	100分の175 (100分の2.5減)																
5	施行期日等	1 施行期日 公布の日 2 適用期日 令和7年12月1日																	